



# 交通安全だより

令和7年度  
No.27  
南警察署  
交通第一課  
☎ 552-0110

## ご存じですか？

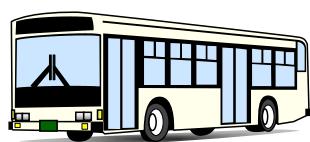
## 安全運転管理者制度について

自動車を使用する事業所は**安全運転管理者の選任**が必須です！

### 安全運転管理者の選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければなりません。

※自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。  
安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上の自動車が1台以上



又は

その他の自動車5台以上

※自動二輪車（原動機付自転車を除く）は1台を0.5台として計算

### 安全運転管理者の届出

安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に自動車の使用本拠の位置を管轄する警察署に必要書類を提出してください。

安全運転管理者の制度に関するご不明点は、北海道警察のホームページをご覧いただとか、警察署へお問い合わせください。

### 安全運転管理者の業務

- 運転前後の酒気帯び確認
- 運行計画の作成
- 安全運転の指示
- 異常気象時等の措置
- 運転者に対する安全運転指導
- 酒気帯び確認の記録・保存
- 交替要員の配置
- 運転者の状況把握
- 運転日誌の記録等

※ 安全運転管理者の改任又は解任の場合も15日以内に自動車の使用本拠の位置を管轄する警察署に必要書類を提出してください。

**選任を怠ると罰則があります→50万円以下の罰金**

**届出を怠ると罰則があります→5万円以下の罰金**